

地方独立行政法人栃木県立がんセンター定款

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
- 第2章 組織及び業務
 - 第1節 役員及び職員（第7条―第12条）
 - 第2節 理事会（第13条―第16条）
 - 第3節 業務の範囲及びその執行（第17条―第20条）
- 第3章 資本金等（第21条・第22条）
- 第4章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、栃木県のがん医療政策として求められる高度専門医療を提供するとともに、医療に関する調査及び研究を行い、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人栃木県立がんセンター（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、栃木県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を栃木県宇都宮市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、栃木県公報への登載又はインターネットの利用（以下「登載等」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により登載等ができないときは、法人の事務所の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示して登載等に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員及び職員

（役員）

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

（役員職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定めた順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監事は、法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は栃木県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

（役員の内期）

第10条 役員（監事を除く。以下この項において同じ。）の内期は2年とする。ただし、補欠の役員の内期は、前任者の残任内期とする。

- 2 監事の内期は、任命の日から、理事長の内期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の内期は、前任者の残任内期とする。
- 3 役員は、再任されることができる。

（役員の内任の禁止）

第11条 役員は、相互に兼ねることができない。

（職員の内命）

第12条 職員は、理事長が任命する。

第2節 理事会

（設置及び構成）

第13条 法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

（招集）

第14条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、副理事長及び理事の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して開催の要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

（議事）

第15条 理事会の議長は、理事長をもって充てる。

- 2 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（議決事項）

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- （1）法の規定により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- （2）事業年度の業務運営に関する計画に関する事項

- (3) 予算の作成及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 重要な規程の制定又は改正若しくは廃止に関する事項
- (6) その他法人の運営に関し理事長が重要と認める事項

第3節 業務の範囲及びその執行

(病院の設置)

第17条 法人が設置する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
栃木県立がんセンター	宇都宮市

(業務の範囲)

第18条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- (3) 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(緊急時における知事の要求)

第19条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態に対処するため知事が必要と認める場合において、知事から前条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。

(業務方法書)

第20条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金等)

第21条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により栃木県から法人に対し出資されたものとされる額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち土地及び建物については、別表に掲げるものとする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第22条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、栃木県に帰属する。

第4章 雑則

(規程への委任)

第23条 法人の運営に関し必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

別表（第21条関係）

1 土地

所在地	面積（㎡）
宇都宮市陽南4丁目897番11	158.67 （地積測量等に基づき登記官が職権で行う登記事項の変更により、現在は160.37）
宇都宮市陽南4丁目897番12	1,038.48 （地積測量等に基づき登記官が職権で行う登記事項の変更により、現在は1,045.82）
宇都宮市陽南4丁目897番14	1,028.02 （地積測量等に基づき登記官が職権で行う登記事項の変更により、現在は1,028.79）
宇都宮市陽南4丁目897番15	1,102.65 （地積測量等に基づき登記官が職権で行う登記事項の変更により、現在は1,101.43）
宇都宮市陽南4丁目925番13 （令和5年9月同925番13及び同925番17に分筆） （令和6年2月同925番17を宇都宮市に譲渡）	16,128.07 （地積測量等に基づき登記官が職権で行う登記事項の変更並びに令和5年9月の分筆及び当該分筆部分に係る令和6年2月の一部譲渡により、現在は15,580.53）
宇都宮市陽南4丁目925番14 （平成30年7月同925番14及び同925番16に分筆） （平成30年11月同925番16を宇都宮市に譲渡） （令和5年9月同925番14、同92	12,006.23 （地積測量等に基づき登記官が職権で行う登記事項の変更並びに平成30年7月の分筆及び当該分筆部分に係る平成30年11月の一部譲渡並びに令和5年9月の分筆

5 番 1 8 及び同 9 2 5 番 1 9 に分筆) (令和 6 年 2 月同 9 2 5 番 1 8 及び同 9 2 5 番 1 9 を宇都宮市に譲渡)	及び当該分筆部分に係る令和 6 年 2 月の一部譲渡により、現在は 1 0, 4 5 8. 3 7)
宇都宮市陽南 4 丁目 9 2 7 番 4 7	3, 0 6 9. 4 6 (地積測量等に基づき登記官が職 権で行う登記事項の変更により、 現在は 3, 0 6 8. 8 8)
宇都宮市陽南 4 丁目 1 8 0 4 番 1 1 (平成 3 0 年 7 月同 1 8 0 4 番 1 1 及び 同 1 8 0 4 番 1 7 に分筆) (平成 3 0 年 1 1 月同 1 8 0 4 番 1 7 を 宇都宮市に譲渡)	5 5. 1 1 (地積測量等に基づき登記官が職 権で行う登記事項の変更並びに平 成 3 0 年 7 月の分筆及び当該分筆 部分に係る平成 3 0 年 1 1 月の一 部譲渡により、現在は 2 1. 1 7)
宇都宮市陽南 4 丁目 1 9 2 5 番 1 5 (平成 3 0 年 7 月同 1 9 2 5 番 1 5 及び 同 1 9 2 5 番 4 7 に分筆) (平成 3 0 年 1 1 月同 1 9 2 5 番 4 7 を 宇都宮市に譲渡)	7, 2 7 1. 7 3 (地積測量等に基づき登記官が職 権で行う登記事項の変更並びに平 成 3 0 年 7 月の分筆及び当該分筆 部分に係る平成 3 0 年 1 1 月の一 部譲渡により、現在は 7, 2 4 2. 8 7)
宇都宮市陽南 4 丁目 1 9 2 5 番 4 2 (平成 3 0 年 7 月同 1 9 2 5 番 4 2 及び 同 1 9 2 5 番 4 8 に分筆) (平成 3 0 年 1 1 月同 1 9 2 5 番 4 8 を 宇都宮市に譲渡)	7 5 5. 6 8 (地積測量等に基づき登記官が職 権で行う登記事項の変更並びに平 成 3 0 年 7 月の分筆及び当該分筆 部分に係る平成 3 0 年 1 1 月の一 部譲渡により、現在は 7 5 5. 2 1)
宇都宮市陽南 4 丁目 1 9 6 7 番 3 3 (平成 3 0 年 7 月同 1 9 6 7 番 3 3 及び 同 1 9 6 7 番 5 7 に分筆) (平成 3 0 年 1 1 月同 1 9 6 7 番 5 7 を 宇都宮市に譲渡)	2, 8 4 5. 8 6 (地積測量等に基づき登記官が職 権で行う登記事項の変更並びに平 成 3 0 年 7 月の分筆及び当該分筆 部分に係る平成 3 0 年 1 1 月の一 部譲渡により、現在は 2, 6 2 0. 4 1)

2 建物

名称	所在地	延床面積 (㎡)
病院・研究所・事務所	宇都宮市陽南 4 丁目 9 2 5 番地 1 3、 9 2 5 番地 1 4、9 2 7 番地 4 7	3 6, 3 0 7. 6 6
倉庫・機械室	宇都宮市陽南 4 丁目 9 2 5 番地 1 3、	1 6 9. 8 3

	925番地14、927番地47	
機械室	宇都宮市陽南4丁目925番地13、 925番地14、927番地47	5.32
機械室	宇都宮市陽南4丁目925番地13、 925番地14、927番地47	68.89
電気室・プロパン庫・ ゴミ置き場	宇都宮市陽南4丁目925番地13、 925番地14、927番地47	213.12
倉庫	宇都宮市陽南4丁目925番地13、 925番地14、927番地47	14.09
寄宿舎・保育所	宇都宮市陽南4丁目897番地15、 897番地12	2,487.24
電気室	宇都宮市陽南4丁目897番地15、 897番地12	11.87